大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和４年６月30日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

寝屋川市中神田町155番１ほか

（仮称）イオンフードスタイル中神田店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和４年２月１日（令和３年大阪府告示第139号）

３　寝屋川市の意見の概要

　(1)　騒音等について、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように対策を講じること。

(2)　廃棄物保管施設について、事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできるよう配置すること。

(3)　廃棄物保管容器について、運搬車両への積替えが容易にできるものにすること。

(4)　廃棄物保管施設について、事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができるものとすること。

(5)　産業廃棄物の処分における許可業者への委託等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に行うこと。

(6)　廃棄物の減量化、分別及び再資源化を推進するなど適正な処理に努めること。

(7)　事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和４年６月30日から同年８月１日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

寝屋川市東大利町２番14号

寝屋川市立産業振興センター